

第3期計画体系表(案)

NO	基本目標	基本施策		具体的取組(案)				
		No	大分類		No	中分類		
1	男女共同参画に関する啓発・教育の推進	1	拠点施設こころを中心とした、市民への多様な啓発の推進	1	男女共同参画の実践につなげる啓発の強化	① 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消 ② 固定観念やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)による影響の排除 ③ ジェンダー平等の実情に関する周知	① 家庭、地域、職場など、あらゆる場における固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消するための啓発を行う。 ② 「子育て中の女性に宿泊出張は無理だ」、「DVの被害者は女性である」などの、固定観念やアンコンシャス・バイアスに関する啓発を推進する。 ③ ジェンダー不平等や男女共同参画に関する問題の存在を、市民が認識し、主体的な行動ができるよう、ジェンダー平等など、男女共同参画に関する現状・実情を、市民に周知・啓発する。	
				2	多様な市民への効果的な情報発信の推進	① 基本的な理念等のわかりやすい啓発 ② 市民の立場の違いに応じたきめ細かな啓発 ③ 媒体・手法等の工夫による、市民がアクセスしやすい啓発 ④ 様々な施策を通しての、市民の固定的性別役割分担の解消に向けた啓発	① 様々な機会を捉え、男女共同参画、ジェンダー平等など基本的な理念等を、市民に対し、親しみやすく、わかりやすい手法で啓発し、浸透させる。 ②-1 保護者、介護者、労働者、学生など、市民は、多様な立場やライフスタイルであることを踏まえ、対象者に応じ必要と思われる内容を啓発する。 ②-2 幅広く多様な市民一人ひとりの気付きと実践を促すため、男女共同参画に関心のない市民の参加を促進できる事業を実施する。 ③ 市民の多様性を踏まえ、身近で手に取りやすく、わかりやすい情報入手ができるよう、多様な媒体、手法、情報量を工夫した啓発をする。 ④ 市民の男女共同参画の実践につなげるよう、地域活動、子育て、介護その他の様々な分野の施策を通して、固定的性別役割分担の解消に関する啓発をする。	
			2	学校等における教育の推進	1	児童生徒等への教育の充実	① ジェンダー教育の推進	① 児童生徒に対し、発達段階に応じ体系的に、男女平等の理念の理解を促進し、ジェンダー意識を育む教育を推進する。
							② 男女共同参画の視点を取り入れた、キャリア教育の推進	② 児童生徒が将来、性別に関わらず、主体的で多様な選択のもと、社会的・職業的に自立し、自分らしく生きられるよう、ジェンダー平等に基づく勤労観・職業観の習得や、男女格差等の社会問題も含めた男女共同参画の視点等を取り入れたキャリア教育を推進する。
							③ 性暴力の防止を含めた、性に関する包括的な教育の推進	③ 子どもの性被害の増加や、性行為の低年齢化の進行に鑑み、従来の性教育に加え、児童生徒等が、性暴力を正しく理解し、性被害を認識できるよう、また、望まない妊娠を防止するため、性行為や妊娠による女性のリスクを理解できるよう、発達段階に応じ体系的に、低年齢から、性に関する教育を包括的に推進する。
					④ 性の多様性に関する教育の推進	④ 児童生徒が、性別に関わらず、互いの個性を尊重し合い、誰もが自尊感情をもって、自分らしく生きられるよう、発達段階に応じ体系的に、性の多様性に関する教育を推進する。		
	⑤ 多様な学習機会の提供の推進	⑤ 上記①～④の教育において、教職員以外による多様な学習機会を児童生徒に提供するため、民間団体等や男女共同参画センター、人権教育指導員などによる講師派遣を積極的に活用する。						
	3	市民の主体的な学習の促進			1	男女共同参画の視点を持つ人材の育成	① 制服の種類の自由選択の推進	① 生徒の、性別に関わらない主体的で自由な選択の尊重と、性の多様性の尊重のため、中学校における制服の選択制を推進する。
			② 誰もが使えるトイレ環境の整備と利用しやすさへの配慮	② 性の多様性を尊重するとともに、児童生徒の健康を守るため、誰もが使えるトイレ環境の整備の推進と、利用しやすさへの配慮をする。				
			2	学校等教職員の研修の強化	① 子どもに正しく教え、及び対応するための、教職員の研修強化 ② 教育環境の改善に関する教職員の意識涵養	①-1 校長を始めとする教職員が、男女共同参画推進の模範となり、教育・学習や学校経営等において男女平等の観点が充実するよう、教職員に対し、男女共同参画の意識・知識の向上のための、より充実した研修を、体系的に実施する。 ①-2 上記①～④の教育を、教員が、的確にわかりやすく行えるよう、教員に対し、より充実した研修を計画的に実施する。 ①-3 性的マイノリティの児童生徒への正しい対応のため、教職員の性の多様性に関する理解の促進を徹底する。 ② 男女の平等や性の多様性の視点から教育環境の整備の必要性に自ら気づくことができるよう、教職員の意識涵養を図る。		
	3	市民の主体的な学習の促進	2	市民の学習・啓発活動への支援	① 男女共同参画に関する人材育成のための、こころの事業の充実	① 職場、地域などにおいて、ロールモデル(模範となる人)やメンター(相談者)になり得る人材の育成や掘り起こしを行うため、拠点施設こころのセミナー、講座等を充実する。		
					① 市民の学習、交流等の促進	① 拠点施設こころにおいて、市民団体の育成と、活動支援を強化する。 ② こころでの学習機会の提供に加え、市民に様々な学習機会の情報提供を行い、主体的な学習を支援するとともに、市民間で交流できる場を提供する。幅広い市民がこころの市民の学習・交流事業に参加しやすいよう、デジタルを活用する。		

2	仕事と生活の調和の推進	1	性別に関わらない、仕事と子育て・介護との両立支援の促進	1	子育て中・介護中の就業促進	① 短時間勤務等に特化した就職相談会・面接会の実施 ② わかりやすい就業関連情報の提供	① 短時間や身近な場所での就業の希望が多い、子育て中や介護中の人のニーズに対応するため、関係機関と連携して、短時間勤務、市内勤務等に特化した就職相談会、面接会を実施する。 ② 子育て中や介護中の就業希望者の支援や就業意欲向上のため、関係機関と連携して、短時間勤務などニーズに合致する就業関連情報の提供をわかりやすく行う。
				2	子育て中・介護中の就業継続・キャリア形成支援	① 子育て・介護との両立に対する職場や周囲の意識改革のための啓発 ② 短時間勤務でも経験が積める職場体制づくり	①-1 事業者に対し、子育て・介護と仕事との両立に関する職場の意識改革やダイバーシティ推進のための啓発及び支援を行う。 ①-2 子育てや介護をしながら働く人が、家庭生活や地域生活で、家族を始め周囲の人から、理解され、サポートされるよう、子育てや介護と仕事との両立に特化した啓発を、幅広い市民に行う。 ①-3 子育てと介護が等しく家族のケアの問題であり、仕事との両立や制度利用において優劣がないものであることを、当事者を含め、職場や市民に幅広く啓発する。また、これを踏まえて、相互に理解し合い、助け合う意識づくり、職場風土づくりが行われるよう、事業者を支援する。 ② 事業者に対し、子育て・介護による短時間勤務期間中でも、能力向上と必要な経験が積める職場体制づくりや人材育成方法に関する情報を提供する。
				3	男性の子育て・介護への主体的な関わりの促進	① 男性の子育て・介護への主体的な関わりの促進 ② 男性のPTA活動への参加促進	①-1 男性の子育てへの主体的な関わりを促進するため、出産前から子育ての意義や、家事分担、配偶者の就業継続サポートに関する啓発を行う。男性向け子育て講座・セミナー等を実施し、実践的な子育てに関する知識を習得したり、父親同士が交流できる機会を提供し、男性の主体的な子育てへの関わりを支援する。 ①-2 子育てや介護などのケアの固定的性別役割分担意識に焦点を当てた啓発を、幅広く市民に対し行う。 ② PTA活動の実施日時の柔軟な設定や、会議のオンライン活用による、男性の参加拡大の良好な事例等の情報を、保護者に提供する。
		2	すべての人の地域社会への参加の促進と、地域活動における男女平等の推進	1	子育て中・介護中の地域社会参加促進	① 子育て中・介護中の人の地域活動等への参加支援	①-1 子育て中・介護中の人の孤立を防ぐため、短時間でできる地域活動・ボランティア活動等の抽出・紹介と、支援ニーズとのマッチングを行う。 ①-2 子育てと介護のダブルケアを行っている人の孤立を防ぐため、短時間でも地域社会とのつながりを持てる機会を紹介する。 ②-3 親の長寿化及び子の未婚化による単身介護の増加を踏まえ、単身介護者の孤立を防ぐため、社会との関わりや地域とのつながりを支援する。
				2	性別に関わらない地域活動への参加促進	① 地域活動への性差による偏りない参加の促進 ② 地域活動における固定的性別役割分担の解消	① 自治会など地域のまちづくり活動において性差による偏りない参加が促進されるよう、助言その他の支援を行う。 ② 地域における意思決定や特定の役割の分担について、性差による偏りをなくすため、地域活動における固定的性別役割分担意識を解消するための啓発や助言を行う。
				1	雇用の確保・質の向上に向けた、多様な働き方のための労働環境の整備等の促進	① 仕事と生活の両立に関する理解の促進 ② 多様で柔軟な働き方ができる労働環境の整備の促進 ③ 多様な人材が活躍できるダイバーシティ経営の促進	① 事業者及び労働者に対し、労働時間の見直しも含めた働き方改革及び仕事と生活の両立の推進に関する情報提供及び啓発を行う。 ② 事業者に対し、出産、育児、介護等のライフステージや個々の事情に応じ、柔軟な働き方ができる労働環境の整備に関する情報を提供する。 ③ 事業者に対し、多様な人材が活躍できる労働環境の整備促進のため、ダイバーシティ経営に関する情報の提供や重要性の啓発を行う。
		3	多様な働き方の推進	2	女性の学び直し・能力開発の支援	① 学び直し、場、能力開発の機会の紹介や提供	①-1 デジタル化の進展も見据えながら、再就職や転職、起業のための学び直しや能力開発の機会に関する情報を提供する。 ①-2 学び直しの動機づけやきっかけづくりとなる講座等を、拠点施設こころで提供する。
				3	地域の労働需要と女性の就業ニーズのマッチングの促進	① 市内中小事業者とのマッチング支援 ② ものづくりなど人手不足業種とのマッチング支援 ③ ミスマッチの精査による年代に応じたきめ細かな就業支援	① 関係機関と連携して、市内中小事業者と女性就業希望者とのマッチングを支援する。 ② 関係機関と連携して、ものづくりなど人手不足業種の事業者と女性就業希望者とのマッチングを支援する。 ③ 関係機関と連携して、就業に関するミスマッチを精査し、年代、状況等に応じた、きめ細かな情報提供等により、就業を支援する。
				4	多様なライフスタイルを選択できる風土づくり	① 労働や男女のライフスタイルに関する固定観念払拭のための啓発 ② 女性のライフステージと就業のあり方に関する啓発 ③ 新たなライフスタイルに応じた新たなニーズの把握	① 労働やライフスタイルに関する性差による固定観念の払拭のための啓発を行う。 ② 女性が、出産・子育てなどのライフステージの転換期に、仕事との二者択一でなく、経済的・社会的自立の重要性も踏まえて生き方を選択できるよう、経済的・社会的自立の重要性や退職により予測されるリスク等の情報を、若年の女性にわかりやすく提供するとともに、広く市民にも啓発を行う。 ③ 在宅勤務の増加など新たなライフスタイルの普及に応じた、新たなニーズを把握し、施策に反映する。

3	女性の活躍の推進	1	意思決定過程への女性の参画拡大	1	政策・経済分野における意思決定過程への参画促進	① 政策分野における意思決定過程への女性の参画の促進 ② 経済分野における意思決定過程への女性の参画の促進	① 行政の意思決定の過程への女性の参画促進のため、本市の女性の管理職の登用及び審議会委員への女性の登用を推進する。 ② 事業者に対し、意思決定の過程への女性の参画を促進するよう、啓発を行う。	
				2	地域活動における意思決定過程への参画促進	① 地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進	① 自治会など地域のまちづくり活動において、女性を積極的にリーダーに登用する風土づくりと、女性人材の育成やその交流の支援を行う。	
		2	男女間経済格差の解消	1	職場における男女間格差の解消	① 昇進の機会の均等の確保の促進 ② 非正規雇用の女性の待遇改善の促進	① 事業者に対し、昇進の機会の男女均等の確保を図るよう啓発を行う。 ② 非正規雇用における女性の割合が多いことから、事業者に対し、非正規雇用の育休等の制度の拡充や育休後の復帰の保障など待遇の改善と、正規雇用を希望する方の正規雇用への転換を促進するために、モデル事例や国等の助成制度などの情報を提供する。	
				2	女性の経済的自立の促進	① 就労の意義や働き方に関する情報の提供 ② 税・社会保障制度の意義の正確な情報提供	① 女性の経済的自立の促進のため、女性の就労の意義や、子育てや介護との両立支援策を活用した正規・非正規を含む就業や起業など、多様な働き方に関する情報を提供する。 ② 女性が就業意欲に応じて、税制等による就業調整を意識せずに働くことができるよう、税・社会保障制度の意義に関する正確な情報を提供する。	
		3	女性のキャリアの形成支援	1	女性の起業支援	① 起業に関するセミナー等の情報の提供 ② ロールモデルの紹介	① 女性の起業を支援するために、女性向けの起業セミナー等を実施する。 ② 女性の起業に関する関心の喚起やモチベーションの向上及び起業に関する知識の習得のため、市内の女性起業者を身近なロールモデルとして取り上げ紹介する。	
					2	女性の職域拡大の促進	① 女性の職域拡大の促進 ② 女性への多様な職業・仕事の紹介	① 女性の職域の拡大を促進するため事業者に対し、職域拡大の事例等を情報提供する。 ② 女性が働き方の固定観念にとらわれず、自己実現と経済的自立が図られるよう、女性の少ない仕事や業種で活躍している女性や、多様な仕事に関する情報を提供する。
	3			女性の就業及び就業継続の支援	① キャリアプランニング及びスキルの習得の支援 ② 就業相談の実施	① 女性のキャリア形成支援のため、生涯を通じたキャリアプランニングの実施やスキルアップのための学習機会に関する情報提供を行う。 ② 関係機関と連携し、就業・転職を希望する女性のための就業相談を実施する。		
	4	困難を抱える女性への支援	1	感染症大流行その他大規模災害の影響を受けた女性への支援	1	社会的・経済的に影響を受けた女性への支援	① 失業等の影響を受けた女性への支援 ② 孤立・孤独その他の不安を抱える女性への支援	①-1 感染症の流行や災害により、仕事の減少や失業等の影響を受け、生活費に困窮する女性に対し、経済的支援を行う。 ①-2 感染症の流行や災害により、仕事の減少や失業等の状態にある女性に対し、関係機関と連携して、就業・転職の相談や、就業・転職に必要な技能等の習得の機会に関する情報の提供を行う。 ② 感染症の流行や災害の影響を受け、孤立・孤独その他の不安を抱える女性に寄り添うため、相談支援を行う。
					2	妊産婦等への支援	① 妊産婦等への支援	① 妊産婦や乳児を育てる女性で、感染症流行や災害の影響により、支援を必要とする女性に対し、心身の健康管理や育児等に関する保健師等による相談を行い、継続的に寄り添う支援を行う。 ② 感染や災害の状況に応じて、安全で安心して受けられる乳幼児健康診査の機会を確保する。
2			心身の不調を抱える女性への支援	1	自殺の予防	① 自殺の原因となる社会的要因に応じた支援 ② 男女共同参画の視点からの啓発	① 女性の自殺の一因となる貧困、DV等に関する相談支援の周知のほか、「伊丹市健康づくり計画」による「自殺対策計画」の着実な推進による。 ② 孤立のリスクなどの心身の健康を害する要因ともなる固定的性別役割分担意識の解消や、人権を侵害する暴力の防止など、男女共同参画と人権尊重の視点から、自殺の予防につながる啓発を行う。	
				2	女性特有の心身の変化に関する理解の促進	① 女性特有の心身の変化に関する本人及び周囲の理解の促進	① 妊娠・出産、閉経など、年代により大きく変化する女性の心身と健康に関する知識及び男女の身体的性差に関する相互理解を深めるため、広く市民に対し、啓発・情報提供を行う。	
3			貧困等生活上の困難に直面する女性への支援	1	経済的に困難を抱える単身女性の孤立・貧困への支援と、社会とのつながり確保	① 経済的に困難を抱える単身女性の孤立・貧困状態の防止及び支援のための、必要な経済的支援や、生活の安定と自立に向けた、相談支援、就業支援、居住確保支援等を行う。 ② 単身高齢女性を含めた単身女性や、失業・非正規雇用などで経済的に困窮する女性は、経済的不安定とともに、孤立又は孤独の状態に陥りやすいため、社会や人とのつながりを持てるよう、地域活動への参加や人との交流の機会に関する情報を提供する。		

	4	ひとり親家庭への支援	1	子育てに関する支援	① 子どもの進学・就職に関する支援 ② 子どもに対する教育の支援 ③ 子育てに関する不安や孤独感を軽減するための支援	① 情報収集や判断を一人で行わなければならないこと多いひとり親に対し、子どもの進学、就職や相談窓口に関する情報を、早期から、わかりやすく提供して不安・負担を軽減するとともに、子どもの個性と意思に応じ、子どもが適切な選択ができるよう、支援する。 ② 貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困状態にあるひとり親家庭の子どもへの教育支援を行う。また、子どもの健全な成長と学びに支障を来す家族介護の問題への支援等を行う。 ③ 子育てに関する相談窓口を始め、子ども食堂、男女共同参画センターなど居場所に関する情報を提供する。			
			2	経済的自立に関する支援	① 家計に関する相談支援 ② 非正規雇用の女性の正規雇用就業への支援	① ひとり親家庭は経済的に不安定であることも多いため、家計管理、債務問題等に関する相談を気軽に受けられるよう、相談窓口等の情報を提供する。 ① シングルマザーは、非正規雇用であることが多いため、正規雇用を目指した就業や就業定着を支援する。			
	5	複合的に困難な状況にある人への対応	1	女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人への対応	① 障がい者、外国人などで、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人への人権尊重の観点からの対応	① 障がい者、外国人、性的マイノリティ、同和問題等の困難を抱える人で、女性であることで更に困難な状況に置かれている人に対し、相談支援を行う。			
5	暴力など、女性に対するあらゆる人権侵害の防止	1	性暴力の防止	1	性暴力に関する啓発の強化	① すべての人に対する性暴力の防止の啓発 ② 性暴力、性犯罪等に関する情報の周知	① 性暴力が人権侵害であること及び性暴力は、女性・女兒のみでなく、男性・男児や性的マイノリティの大人・子どもについても行われるものであることを、広く市民に啓発し、すべての人に対する性暴力の防止を図る。 ② 性暴力、性犯罪に関する予防や相談に関する情報を広く市民に周知するとともに、男女共同参画と人権尊重の視点からの啓発を行う。		
				2	DVの防止	2	DV、デートDVIに関する啓発と支援の強化	① DV、デートDVIに関する啓発と支援の強化	① 「伊丹市DV・被害者支援計画」に基づき、DV及びデートDVIに関する啓発と支援を着実に推進する。
				3	性差によるハラスメントの防止	3	セクシュアルハラスメント等に関する啓発の強化と支援	① セクシュアルハラスメント等に関する啓発の強化 ② 被害にあった人への支援	① セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、性差によるハラスメントの防止について、広く市民や事業者に対し、啓発する。 ② セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、性差によるハラスメントの被害にあった人に対し、相談その他必要な支援を行う。
6	男女共同参画の視点による防災の推進	1	防災・復興に関する男女共同参画の視点の強化	1	防災・復興に関する意思決定過程への女性の参画の拡大	① 市防災会議への女性の参画の促進 ② 市の防災部署の管理職への女性の配置の促進	① 市防災会議の委員への女性の登用・参画を促進する。 ② 市の防災部署の管理職への女性職員の配置を促進する。		
				2	防災における女性リーダーの育成	① 防災士の資格取得の支援と、地域、職場、学校等での防災士の活用	① 女性に対し、防災士の資格及びその取得に係る支援の情報を提供する。 ② 防災士の資格を取得した女性が防災士の知識・能力を活かせるよう、女性防災士の地域、職場、学校等での活躍の機会づくりを行う。		
				3	防災への女性参加の促進	① 避難所の運営への女性の参画・参加の促進 ② 拠点施設こころによる啓発推進と支援	① 各避難所の運営に女性の視点を取り入れ、男女共同参画の視点を確保するために、運営委員会の組織の長・役員等に女性を積極的に登用するとともに、運営メンバーに性差による偏りが生じないよう配慮する。 ②-1 平常時において、防災・復興に関する男女共同参画の視点での情報等を収集し、市民へ提供し、啓発を行う。 ②-2 女性防災士を始め、防災の知識や防災に関心のある女性の情報共有・交流を促進する。 ②-3 災害発生後から復興期における男女共同参画の視点での情報収集及びその市民への提供や、被災女性の就業支援や不安への寄り添い等復興につながる支援を行う。		
7	推進体制の整備・強化	1	庁内推進体制の強化	1	庁内推進体制の強化	① 特定事業主としての取組強化 ② 庁内連携による着実な推進	① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、特定事業主として着実に同計画を推進する。 ② 各課への男女共同参画リーダーを配置し、進捗の点検、男女共同参画に係る情報の共有及び懸案事項の検討を行う。		
				2	市民、行政、団体等の連携の推進	① 行政と、関係団体、事業者等との連携の推進 ② 市民、市民団体等をつなぐネットワークづくりの支援	① 市民、事業者等との協働により本計画を着実に推進するため、行政と、関係団体、事業者、学校等と、必要な連携体制を構築する。 ① 拠点施設こころにおいて、男女共同参画に関する市民の主体的な活動を促進するため、市民や市民団体・グループ等の情報共有・交流のためのネットワークづくりを支援する。		